日 時: 平成 26 年 7 月 9 日 (水) 18 時 30 分~20 時 10 分

場 所:尾上総合支所アレンジメント室

対象町会:みなみの 参加者:18名

内 容

【事前に提出された要望事項について】

○集会所の建設について

(市の回答)

- ・地域のコミュニティの中において、集会所は大事なものである。
- ・旧尾上町と旧平賀町とでは、集会所を作ってきた背景が違う。旧尾上町では土地、建物 建設を共に役所でやってきた。旧平賀町では土地は町会で用意し、建物の維持管理は町会 でとしている。
- ・土地の取得からとなると、1軒当たりの負担がかなり出てくる。市で試算したところ、 工事費4,500万円の集会所を建てた場合、1軒当たり13万円の負担となる。国の自 治センターのコミュニティ助成を使っても、1軒当たり9万円ほどの負担が見込まれる。
- ・集会所については、現行の制度がある。この制度の見直しも検討しないといけない。
- ・現行の制度では、土地取得、敷地の舗装、冷蔵庫やテレビ等の備品についても町会負担となる。
- ・集会所がないというのは不便であるので、もう少し庁内で検討する。

(市民からの要望・質問)

集会所の建設で、4,500万円の試算とのことであるが、どのくらいの規模の集会所を想定しているのか。浄水場施設は利用できないのか。

(市の回答)

- ・浄水場は古くなっており、集会所としては狭いと感じている。
- ・耐震検査をした場合、建て替えることも出てくると思う。
- ・市で試算したのは、90坪、約300㎡であり、坪50万円とした場合4,500万円掛かると計算したものである。平成19年に柏木町地区の集会所を建設しているが、この時、326㎡で5,360万円掛かっている。この時の金額を基に計算したものである。
- ・みなみの町会は約140世帯であり、現行の制度では事業費のうち、6割の負担が出てくる。
- ・事業費については、どの程度の大きさの集会施設を要望するかにもよる。子供会、婦人会等が集まるだけとのことであるので、施設を小さくすれば事業費も掛からなくなる。その分、町会の負担も減ることとなる。

(市民からの要望・質問)

集会所の大きさは、30人程度が座れれば良く、他にトイレと流し場が有れば十分であ

る。生涯学習センターのアレンジメント室を借りても、時間的制約があり午後9時までしか借りることが出来ない。集会を開いた場合、遠方に勤めている人もいるので、午後9時までしか利用できないとなると不便である。小さな規模の施設で良いと考えている。

(市民からの要望・質問)

要望している集会所は、災害時の避難所としての機能も果たすのか。

(市民からの要望・質問)

みなみの地区の避難所は、尾上総合支所と尾上中学校であり、避難所は想定していない。

(市民からの要望・質問)

旧尾上町時代、当時の成田町長から平成17年度の長期計画に載っており、集会所を建設すると聞いていた。ここの団地を作った時に、集会施設用地として準備している土地があると聞いていた。その後、他の人へ売却してしまった。売却に関し、町会への説明はなかった。約束が違うということを抗議したところ、その代替地を考えているとの話も聞いている。

他の町会長より、新たに集会所を持っても維持管理が大変だとも聞いており、合併時に は要望する時期ではないと考えていた。

浄水場は建設したが、今は利用していないと思う。鉄骨造であり建物は頑丈である。前々 支所長に浄水場を集会所に改修できないかと相談したことがある。その時の回答は、今は 使用していないが災害時には使用する可能性がある。また、建設時に農林水産省の補助金 を利用しており、その補助金の問題もあるとのことであり、施設を貸したり、譲ったりす ることは、現段階ではできないとのことであった。

尾上総合支所の施設を借りられることもあり、我慢してきた。町会独自の集会所が欲しいという気持ちは、今も変わらない。浄水場を改修し、2階建の施設にできないか。

(市の回答)

- ・浄水場には地下に貯水池があり、建物の中も浄水の配管が張り巡らされている。浄水場を2階建に改修した場合、配管を撤去しなければならず、災害時に浄水場の機能を果たせなくなってしまう。その機能を廃棄してよいかを調査しないといけない。
- ・もう少し時間をいただき、国の補助金の関係についても調査し町会長に連絡する。

(市民からの要望・質問)

町会から集会所建設の要望を出した場合、建設する見込みはあるのか。地域の人が集まる場が欲しいとの思いがある。浄水場の改修でも良いし、プレハブでも良いと思っている。

(市の回答)

集会所がプレハブでは、夏、冬、大変である。断熱がなければ大変である。要望をいた

だいたとしても、直ぐに実施はできない。高木町会からも集会施設に関する要望が出ている。そちらとも併せて検討する。

○みなみの地区公園への防犯灯、ベンチの設置について (市の回答)

- ・道路にある防犯灯、街路灯については、来年度、LED化する予定である。今後の調査で防犯上の理由から新設する必要のある場所が出て、増えるかもしれないが、現在把握しているもので市内に4,070カ所ほどある。
- ・公園内の防犯灯については、まずは植木の高さを調整しながら、夜本当に暗いのかを調査をさせていただきたい。
- ・公園内のベンチについては、最初に設置したものを活用いただきたい。新たな設置はこれまでもしていない。他の地区の公園についても同様の考え方であり、みなみの地区公園だけに新たに設置はできない。他の地区と整合性を図らないといけない。
- ○猿賀南田温泉について(アンケート結果を公表したか。管理委託の説明会後の動きは。) (市の回答)
- ・平成24年10月24日付のアンケート結果については、昨年3月のみなみの町会総会の場において公表している。総会の場に来ていなかった方には、届いていないのかもしれない。
- ・また、同じ総会の場において、窓口組織の設置をお願いしたが理解が得られなかったと のことである。団地を作る時、旧尾上町との約束があったとも聞いており、約束したこと を破るということもできない。
- ・市内には、碇ヶ関地域で商工会の所の温泉、また古懸、久吉町会にお願いしている温泉が有る。平賀地域でも改善センターの所に高齢者の方に使っていただいている温泉が有り、それらとも関連する問題である。みなみの地区にも、みなみのと南田の温泉が有る。一市に何制度もあり、なかなか難しいところである。
- ・これまで同様に地域別々の制度とするのか、統一した制度とするのかは、もう少し時間 をかけて検討していかなければならない。

○選挙違反の再発防止策について

- ・選挙違反に関しては、市民の皆さまに多大なるご迷惑、ご不信をお掛けしていることに対し、お詫びしなければならない。
- ・市会議員の選挙に関しては、6月16日発行で毎戸にチラシを配布している。その中で 選挙に係る禁止事項を明示している。先日行われた、市議会議員補欠選挙の説明会の場で も違反はあってはならないと、選挙管理委員会で説明をしているところである。また、警 察の担当者も来て説明を行っているところである。今後も、法令順守するよう啓発してい く。

- ○粗大ごみを手軽に出す方法を検討して欲しい。
- (市の回答)
- ・粗大ゴミ収集は、昨年7月から有料化を実施している。
- ・搬出の利便性を考慮し収集方式についても、集積収集方式から戸別収集方式へと変更している。以前は、町会内に設置している集積所1カ所に持っていかなければならなかった。 月1回出せて、出しやすかったとの声もある。しかし、高齢化社会にあってその集積所まで持っていけないという人が出てきた。また本来、粗大ごみとして出せないものを置いていく人が出てきたということもある。個別収集にした経緯については、このような理由もある。ご理解願いたい。
- ・処理手続きについては、さまざまな意見がある。粗大ごみを出しにくくなったことで、 不法投棄が増えるのではないかとの意見もある。意見を伺いながら、検討をしていかない といけない。
- ○イベントが平賀中心であり、会場まで遠い人へ便宜を図ってほしい。

(市の回答)

- ・イベントの種類にもよるが、イベントによっては碇ヶ関地域にはバスを用意している。 また長寿福祉大会では、碇ヶ関地域の他、尾上地域にもバスを出している。
- ○防災無線を町内放送に活用してほしい。

(市の回答)

・防災無線は、届出をすることで町会放送に活用できる。平成25年度に整備した平賀地域では19町会が届出をしており、町会放送に活用している。尾上地域でも整備された際には、届出をすることで町会放送に活用できる。

○分譲地の未着工住宅地の雑草処理について

(市の回答)

・尾上総合支所で現場確認したところ、2カ所で雑草が伸びていた。所有者があるものなので、市で勝手に手を付けられない。所有者に連絡をしているところである。

(市民からの要望・質問)

分譲した当時は、土地を購入後5年以内に家を建てるという約束があった。20年経過するが、家が建っていない所がある。購入当初は、家を建てなければ町で土地を買い戻すと、きつい申入れがあった。市から所有者に家を建てるよう指導してほしい。

- ・5年以内に家を建てることを条件に売ったが、期間を過ぎた人については文書を発送したはずである。その後は景気の低迷もあり、なかなか建てられないという人がいると聞いている。
- ・売買契約書には、5年以内に建築することとは記されていない。平賀の光城団地の場合

は、契約書に記しており、建築しない土地については買い戻したものもあると聞いている。

・所有者はお金を出して買い、登記もしている。家を建てるよう催促できるかは法的にで きるのかということもある。

(市民からの要望・質問)

当時、土地が値上がりしていたことから5年以内に売り買いはできないということは聞いたことがある。平賀の方では、売り買いをし儲けを出している人がいるという噂が立っていた。

(市民からの要望・質問)

第2団地で不動産屋の看板を見たことがある。

○猿賀南田温泉源泉の歩道部が穴ぼこになっていて危険である。 (市の回答)

・土木課にて現場を確認し、危険なことから応急処置をした。

(市民からの要望・質問)

応急処置をしたとのことであるが、先日見たところまた剥がれていた。

(市の回答)

- ・剥がれているところについては、昨日もう一度処置している。
- ・道路の構造が、大きな加重に耐えられないとのことがあるため、根本的に改善しないといけない。次に舗装を直す際には、今回の要望個所である歩道部も直すよう土木課に要請している。

○地域コミュニティ事業の予算増額について

(市の回答)

- ・予算の算定方法の見直しを予定している。現時点での見直しを行う予定は、防犯灯の設置数を算定基礎に追加、上限金額の見直し等を検討している。詳細については未定である。
- ・これまでは、町会の戸数に合わせ増額分等を算定し支援してきた。
- ・これからは、地域の集まりを大事にしていきたいと考えている。市で業者に委託するよりも安価にできる等の理由により、市で実施しなくても町会で出来るので予算を付けてほしいとの要望があれば、予算措置を検討していく。
- ○農業用水路の法面の雑草を土地改良区に対処してほしい。

(市の回答)

・浅瀬石川土地改良区に確認したところ、年1回草刈りを行うとのことであった。

○水路沿いの歩道の草刈りと舗装修繕について

(市の回答)

- ・水路沿いの草刈りについては、市内にたくさんの箇所があり、全て市で草刈りをすることは無理がある。地域で気が付けば、地域で実施していただきたい。。
- ・広船地区では毎戸から人が出て、町内の草刈りを月1回実施している。
- ・歩道の舗装修繕については、穴埋めで対応できない部分は、補修範囲が大きいことから 長期総合計画の中に計上し、順次対処していく。
- ○官地の舗装や定期的な草刈りについて

(市の回答)

・用途が有れば可能であるが、官地を舗装することは不可能である。また、官地の草刈りを全て行政でやることも難しい。官地は市内にたくさん有り、市内全てをやるということ は不可能である。みなみの地区だけをやるということもできない。

(市民からの要望・質問)

この要望は中佐渡から盛美園までの路線で、個人から出た要望である。旧尾上町時代に、道路拡張工事予定として買収された土地らしい。市内の官地全てをという要望ではなく、その一カ所のみである。道路拡張の予定はあるのか。

(市の回答)

- ・土木課と一緒に現場を確認した。一カ所だけではなくもう一カ所近くにあり、そこは花を植えている。できれば、同じような対応をお願いしたい。土木課では直ぐに拡張する計画はないとのことであった。町会または個人の方が花を植える等の対応をお願いしたい。
- ○温泉使用に係る下水道料金の追加徴収分について、井戸水使用と比較しても多いと思う ので見直ししてほしい。

(市の回答)

・下水道の認定数量については、世帯構成も多様化しており、使用形態によってはメーターを切り替えることも可能である。どのような所が問題なのか、それに対しどのようなことが出来、どのようなことが出来ないのかは、詳しい話を聞かなければならない。上下水道課に相談していただきたい。

○ライトアップで集客アップについて

(市の回答)

・尾上駅から猿賀公園までのライトアップとのことである。小規模なライトアップだと効果が乏しい。このライトアップをやるとなると、駅からの沿線で大規模なライトアップをしなければならず、相当な費用になる。弘前等、回りに桜まつりがある中で、ライトアップして集客能力があるのかとういうことも考えないといけない。

- ・現在の祭りは午前9時から午後5時までのイベントである。祭りの実施主体である観光協会、尾上植木問屋協会の協力が得られるかということもある。露店等が弘前、黒石に集中している中で、営業主体の人の協力もないといけない。夜間営業については、営業主体の方が有利にならなければ実施が難しい。
- ・ライトアップ事業は、近隣の理解と協力、来場者を受け入れる環境整備と一体で進めなければならいないため、現状では実施困難であると判断している。

○フォトコンテストで集客アップについて

(市の回答)

・おのえの桜フォトコンテスト〜庭園の町さるかの桜を切り撮ろう〜とのことでアイデアをいただいた。予算的には、入賞者への記念品、審査員報酬等が見込まれる。まつりの付加価値の向上、コンテスト参加による集客、作品展示によるまつり開催後の集客、市、観光協会の写真素材の拡充などの効果が見込まれるため、来年度からの実施を検討したい。

【以下、質疑自由意見】

(市民からの要望・質問)

○生涯学習センターの貸出しについて

町会で集まりが有れば、支所を利用している。いろいろな世代の方との話し合いの場を 設けたいと考えている。飲食はきでないと思うが会議等で使用する場合、支所を借りるこ とはできるか。また、借りられるのであれば何回まで借りられるか。

(市の回答)

- ・支所の施設は貸出しできる。日曜日も貸し出している。
- ・みなみの町会には集会所がないこともある。尾上支所は耐震もクリアしており、利活用 できる施設は、是非利用願いたい。

(市民からの要望・質問)

○みなみの地区公園の遊具について

公園の管理については、市から委託を受けており植栽管理等は町会で行っている。市から交付される予算の中で管理を行っている。公園にあるブランコ、滑り台等の遊具の管理について、遊具の耐久性、管理、保守点検の責任はどこにあるのか。市でやっているのか。点検をしているならば、点検をする毎に町会にも教えてほしい。

(市の回答)

・遊具は年1回、業者に委託し点検をしている。壊れた場合は修繕等を行っている。点検 を行った際には、町会長にお知らせする。

(市民からの要望・質問)

○みなみの地区公園のトイレについて

公園にトイレがない。公園から家が遠い子や女性は、トイレができない。公園にトイレ を作っていただきたい。トイレの管理、掃除は町会になると思うが、このくらいはボラン ティアでやる人が町会内に居ると考えている。

(市の回答)

・農村公園の管轄は農林課である。公園にトイレがないのは尾上地域では、みなみのの1カ所だけである。しかし、平賀地域では何カ所もあり、必ずしも農村公園だからトイレがなければならないということもない。トイレが有れば管理しなければならず、他の地区からは管理が大変だとの声も出ており、トイレの新設は難しい。尾上総合支所のトイレの利用をお願いしたい。

(市民からの要望・質問)

○みなみの第2団地の街路樹の管理について

第2団地の街路樹の管理は、誰がやるのか。半分くらい枯れたり、折れたりしている木 もある。町会で補植したところもある。

(市民からの要望・質問)

・立ち枯れ、割れた木については以前、町会で土木課に相談に行き対応している。今は、 そのような木は無いと思う。

(市の回答)

・見つけた際には、その都度、土木課にご連絡をいただきたい。

(市民からの要望・質問)

○道路付帯物の旧町村名の表示の改善について

路側帯の反射材の付いたポールに、未だに尾上町、平賀町と記載が有る。平川市に直していただきたい。石川からカントリーエレベーターに来る農免道路に多く見受けられる。

- ・合併し10年ほど経つが、以前、平川市に直した場合の経費を試算したことがあるが、 全てを直すとなると数千万円かかる見込みであり、実施できないで経過している。安価に できる方法が有れば検討していく。
- ・合併し9年目に入っている。平川市に直さないといけないものは、直していくように指示をする。一気にはできないので段階を追って直していく。市の管轄、国、県の管轄の部分もある。現場を見て、市でやらなければならないものは市で対応を検討する。昨年の災害対応が終われば、対応するように指示する。

(市民からの要望・質問)

○冬期間の消火栓について

冬期間、消火栓が雪で埋もれている。火災があった際に埋もれていたのでは困る。消火 栓の確保をお願いしたい。

(市の回答)

・消火栓の周辺の除雪は、消防署と消防団で行っている。埋もれている箇所があれば、ご 連絡いただきたい。

(市民からの要望・質問)

○側溝の泥について

側溝に泥が溜まっているところがある。以前、役所に相談し流して貰ったことがある。 また、溜まってきているので対応をお願いしたい。

(市民からの要望・質問)

ポンプ小屋の裏のところは、側溝の蓋をねじで固定していて、泥上げをやろうと思ってもできない。ねじが付いていることから、市民が勝手にできないのではないかとのこともある。

(市の回答)

・土木課と共に現場を確認する。

(市民からの要望・質問)

○除雪について

除雪した後の交差点について、見えにくくなっているところがある。交差点には、高く 積まないで欲しい。

(市の回答)

- ・複数の業者が除雪しているところがあり、同じ時間に除雪ができずに、結果どちらかに盛り上がりができてしまう。業者も決められた時間の中で、広範囲を除雪しているのでご理解願いたい。
- ・土木課でパトロールをしているが、市内全てをパトロールすることは物理的に無理である。 危険なところがある場合は、土木課にご連絡をいただきたい。

(市民からの要望・質問)

○公開討論会での発言について

公開討論会で長尾市長が話をしたことについて、将来的な平川市の地域活性化として、 人口の減少や高齢化社会への対応、まちづくり創造会議、地域自治組織の設置、子育て支 援課の創設などの話が出ていたが、現在の進捗状況はどうか。

(市の回答)

- ・市民一人一人が主役のまちづくりを目指している。行政だけというのではなく、市民が 出来ることは自分たちでやっていこうという地域作りをしたい。行政で出来ること、市民 ができることをお互いに連携を取りながら、暮らしやすい地域を作ろうというのが私の考 えである。
- ・市民との対話を重視したいとの思いから、この懇談会を行っている。また職員との対話 のため、現場の最前線に立っている係長級の職員との話し合いの場も持った。議員の皆さ んとも対話をし、議会の理解を得ながら市政を進めていく。
- ・4月1日からは、7人体制で子育て支援課を健康センター内に新設した。子育て支援の 相談は一カ所で解決できる体制としている。
- ・また、4月1日から保育料を第2子から無料化としている。対象者数は、今年度で保育園児が409名、幼稚園児が25名である。経費は7,200~7,300万円かかる。国の制度では第3子から無料化としている。特定出生率が国、県よりも低い中にあって、若い夫婦が第2子から無料化とすることで2人目も産みたいという意識付けができればと思っている。
- ・地価が弘前市の半分位である。60から70坪を考えれば土地取得に400万円、これに家を建てても2,000万円ほどで取得できる。新しく家を建てたいという人が、どんどん出てきている。平川市に定住する人が増えれば、税収が上がり、国からの地方交付税も入ってくる。
- ・子育て支援を充実させるには、保育園等の子育ての質の向上も必要となる。平川市に来 れば良い教育を受けられるという、学校教育の充実も進めていかないといけない。事業者 の方々の協力も得ながら進めていきたい。
- ・医療費については、未就学児まで無料化を実施している。
- ・学校の給食費については、消費税増税分を保護者に負担を求めるのではなく、市で負担している。
- ・地域自治組織については、職員4名に県外の先進自治体へ研修に行ってもらった。その 研修の報告があったが、他県でやっている地域自治組織が平川市に合うのかを検証してい かないといけない。他県では、旧小学校単位でいくつかの町会が集まり、自治組織を作っ ている。平川市で旧小学校単位の大きな自治組織を作り、機能できるのかを検討していか ないといけない。
- ・まずは地域のコミュニティを活発にし、地域で仲良く暮らすためにどうすれば良いのか と話し合いを重ねることを基本的にしながら、まちづくり、地域づくりをしていきたいと 思っている。
- ・公約に掲げたことを一つずつ前に進めるようにしている。

(市民からの要望・質問)

○ふるさと納税について

平川市に、ふるさと納税は入っているか。

(市の回答)

- ・ふるさと納税は入っているが、だんだん減ってきた。先日、東京平川会でもPRしてきた。既に、 $1\sim2$ 名の方からお申込みをいただいている。
- ・寄附額が1万円以上で、2千円相当のふるさと特産品を贈っている。10万円以上の寄附で1万円相当の特産品を贈っている。寄附された方へのお礼として贈っているものは、現在、物産協会にお願いしている。今後は、りんごの贈呈も考えている。
- ・地元の人でも、ふるさと納税ができるので利用していただきたい。
- ・他自治体を見ると、牛肉を贈っている自治体で寄附金額が伸びている。
- ・以前は、過度なお礼は抑えるよう国から通達があったが、今はふるさと納税を進めるように方針が変わってきている。
- ・平川市にふるさと納税を納めてもらえるようにどんどんアピールしていく。

(市民からの要望・質問)

○選挙の投票所について

みなみの地区は中佐渡の投票所に行っている。高齢化も進んできており、投票所までが遠く不便である。町会の隣に、猿賀公民館がある。みなみの地区の人の投票所を猿賀公民館に変更できないか。猿賀公民館の方が距離が近く、投票率も上がると思う。

- ・高齢者の方が増えているなかにおいて、考えなければならない。投票所の区割りは、時間をかけて検討しなければならない。
- ・投票所の指定は有権者数、投票所までの距離を総合的に判断して決めている。みなみの 町会が出来、既存の投票所に追加する形で指定したと思う。
- ・平賀地域と比べ尾上地域は、1カ所ずつの投票所の有権者数が少ない。
- ・今出た話は、意見として選挙管理委員会に伝える。